

会 議 録

1 会議名

令和元年度第3回高土区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 地域活動支援事業 採択事業及び補助額の決定について（公開）

3 開催日時

令和元年6月4日（火）午後6時30分から午後7時30分まで

4 開催場所

高土地区公民館 2階 中会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：青木正紘（副会長）、飯野憲静（会長）、飯野正美、小林トシ子、建入一夫
中嶋真一、日向こずえ、細谷八重子、横川英男（欠席3人）
- ・ 事務局：中部まちづくりセンター 本間センター長、藤井係長、田中主事

8 発言の内容（要旨）

【田中主事】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【飯野会長】

- ・ 挨拶

【田中主事】

- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条1項の規定により、会長が議長を務めることを報告

【飯野会長】

会議録の確認：中嶋委員

次第 3 議題「(1) 地域活動支援事業 採択事業の決定及び補助額の決定について」事務局に説明を求める。

【田中主事】

・資料 1 から資料 5 に基づき説明

【飯野会長】

今の説明に質疑を求める。

【飯野 正美委員】

基本審査判定の取り扱いについては、全市的に変更するものなのか。

【田中主事】

全市的に変更するものではないため、高土区のルールとして変更する必要があるかを協議してほしい。中部まちづくりセンターの管轄する区の中では、津有区が同様の基本審査判定の取り扱いに変更している。

【横川委員】

基本審査判定の取り扱いについて、上越市全体でみると「従来どおり」と「変更案」では、どの位の割合となっているのか。

【田中主事】

上越市全体での割合は把握していないが、全市的なルールとしては「従来どおり」のものが一般的であり、津有区は昨年度から変更している。津有区では基本審査判定を不適合とした場合、点数や順位に反映されないことに疑問の声があり、基本審査判定の取り扱いを変更した経緯がある。

【飯野会長】

高土区ではこれまで「従来どおり」の方法で審査を行ってきたが、事務局の説明にもあったように基本審査判定を不適合とした委員がいた場合でも、点数を入れた委員の人数だけで平均点を出していたため、点数と評価に矛盾があった。しかし、これまでは良しとしてきたものを急に変更することも矛盾といえると思う。従来通りのやり方を継続するか、それとも基本審査判定の変更案を取り入れるかについて、引き続き意見を求める。

【建入委員】

高土区の場合は順位で採択の基準を決めている訳ではない。全ての事業を採択とするのかを決定した後に補助額を決定しているため、順位の必要性が問題となる。理論

的には委員の人数で平均点を出すことが適当であると理解できるが、結論的に採択事業の中で金額調整をこれまで通り行った場合、順位がどこで反映されるのかが不明であり、意味がないように思う。

【田中主事】

評価の低い事業となる基準として、5項目ある共通審査基準の平均点が2点未満となるかが基準となるが、今年度は基本審査判定を取り入れたとしても該当する事業はなかった。しかし、今後該当する事業があることも考えられるため、基本審査判定の取り扱いにより評価の低い事業となるかが変わってくるため、必ずしも順位のみに影響があるという訳ではない。ただし、高土区としてやり易い方法が一番であるため、どちらの方法をとるかは、委員同士の協議のうえ決定してほしい。

【横川委員】

過去に全員一致で不採択と決定した事業があった。しかし、それ以外の事業で不採択となった事業はなかったように思う。だが、全ての委員の考えを踏まえ、審査に参加した委員の人数で平均点を出すやり方が良いと思う。

【飯野会長】

基本審査判定の取り扱いについては重要な問題である。配分額に余裕があれば順位はあまり問題にならないが、配分額を超過している場合は順位が大きく影響してくる。

【横川委員】

順位に基づき、下位の事業が採択されれば必然的にそれ以上の順位の事業は全て採択となるため、順位が重要な要素になる。そう考えると不適合と判断した委員の意見も大切になる。

【青木副会長】

不適合と判断した委員の意見を高土区としてどう判断するのが問題となる。極端な話だと、まともな事業であっても点数が低くなってしまうことも考えられる。

【飯野会長】

他に意見はあるか。

【横川委員】

これについては、もっと早い段階で協議すべきであった。これまでも不採択とした事業自体が多くなかったため重要に考えていなかった。しかし、今年度の様な状況になると考えなければいけない。

【飯野会長】

「従来どおり」の方法で考えた場合、資料 2-1 の採点結果では 13 位の事業は予算額内の費用は補助するとして超過分を減額し、14 位以下の事業は不採択とするということになる。しかし、これまで高土区ではできる限り事業を採択し、他の事業からも少しずつ減額として調整していた。順位で不採択や減額とするのではなく、例え上位の事業であっても不要と考えられる費用は減額としていた。そのため、これまで通りのやり方とするのであれば、必ずしも平均点を出す委員の人数に拘らなくとも良いと思っている。しかし、順位と補助金の配分額の決定が別になってしまうため、順位と補助額に矛盾が生じてしまう。事務局に確認だが、津有区では順位に応じて配分額に達した事業は不採択としているのか。

【田中主事】

津有区では昨年度より基本審査判定の取り扱いを変更した。しかし、昨年度は配分残額があり、結果としては全ての事業が採択となった。だが、不適合と判断され点数が低かった事業については、それなりの採択条件を付けて採択としている。これまで申請額が予算額を超過していた場合、下位の事業が必ずしも不採択となる訳ではないが、下位の事業は減額となる金額は大きくなり、上位の事業は満額に近い金額での採択としている。そのため、津有区では順位が大きな判断要素となっている。

【横川委員】

全事業を救いたいとの気持ちは分からなくはない。しかし、そのような考え方を続けていては、今後、提案すれば全て採択されるとの受け取り方をされてしまう。また、全ての事業を採択しなければならないとの事例を作ってしまうことになる。

【建入委員】

これについては以前にも議論したと記憶している。その結果、今の審査方法に決定したと思っている。より多くの提案申請を受けるために、今の審査方法に決定したと考えている。しかし、このタイミングで審査方法を考え直すことも有りだとは思う。確かに順位付けにより補助金の配分額の差があっても良いと思っている。

【飯野会長】

その年によって状況は確かに違うため、難しい問題である。しかし、決定しなければ前に進めないため採択を取る。基本審査判定の取り扱いについて「従来どおり」とすることに賛成の委員は挙手願う。

(0人)

では、全会一致で基本審査判定の取り扱いを「変更案」のとおり変更する。

【田中主事】

決定した内容を踏まえ、本日は基本審査判定の取り扱いの変更を反映した資料 2-2 を基に協議を進めてほしい。

【飯野会長】

今ほど決定した基本審査判定の取り扱いを踏まえ、採択事業及び補助額の協議を行う。今年度は高土区の予算配分額 490 万円に対して、補助希望額が 521 万 4 千円であり、31 万 4 千円超過している。そのため、いずれかの事業を不採択もしくは減額採択とする必要がある。そのため、審査のたたき台として正副会長で事前に減額方法を協議した結果である正副会長(案)を作成した。委員から了承もらえればこれを配布し、それを基に各自の意見を求めながら修正を加え、最終的な採択事業と補助額を決定したいと考えている。また、他の減額方法としては、12 位の「土-9」が 2 万 7 千円超過しており、それ以下の順位の事業は全て不採択となる。

【横川委員】

これまでは配分額を上位から割り当てていき、超過した事業以下の全ての事業を不採択として来た経緯がある。それを全て救いたいとの気持ちから様々な事業から少しずつ減額とした場合、提案者としては業者から見積もりを取り、これほどの計画を立てたにも関わらず納得のいかない結果となってしまいうように思う。全ての事業を採択とするのであれば、事前に提案された全ての事業が採択されると謳う必要があると思う。全ての事業を救いたいとの気持ちは十分に理解できる。ただ金額の配分のみを協議するのであれば意味がない。

【田中主事】

事務局より補足である。資料に予算のボーダーを記載しているが、これは配分額を決定する上で参考として付けたものである。これに縛られる必要はないため、減額方法について意見を出し合い決定してほしい。

【横川委員】

しかし、それでは不思議な結果となってしまいうように思う。全ての事業を採択として超過分を色々な事業から減額とした場合、上位の事業は不満に感じると思う。地域協議会が点数を見て金額だけを配分するのはおかしいと思う。

【飯野会長】

過去の事例で、最下位の事業を復活させたことがあった。最初は該当しないとしたが、若者を育てるとの思いから採択とし、結果「高士ルミネ」の開催につながった。不採択となった団体がどのような力を秘めているのかまでは分からない。

【横川委員】

しかし、全ての事業を採択する前提で採点をするのであれば、やはり事前に謳う必要があると思う。

【建入委員】

それをするのであれば、当然全ての事業を減額採択として満額採択はなしとすべきである。金額の大小や内容の問題は考えず、全ての事業を減額として全ての事業を採択とすべきであり、それであれば理解できる。しかし、順位を付ける必要はなくなる。

【青木副会長】

基本的な話をする、事務局で提案を受ける際に、ある意味受け付けるための審査を通過していることになるため、地域協議会としては、その後の話を進めていることになる。490万円の配分額に対して各事業の補助額を決定する訳だが、全ての事業を減額とするのではなく、点数による順位に応じて減額率を決定することは問題ないと考えている。

【飯野会長】

全ての事業を採択としても、予算が不足しているため補助金の配分はなしということになる。

【横川委員】

自分としては、それが一番良いと思っている。過去に不採択となった事業であっても、別の形で次年度以降に申請してきたこともある。そのため、ここで全ての事業を採択としては過去に不採択となった団体は不満に感じると思う。

【飯野会長】

では、資料 2-2 のとおり、1 位から 11 位は満額採択、12 位を減額、13 位以下を不採択として良いか採決を取る。資料 2-2 の通り、採点結果 1 位から 11 位までを満額採択、12 位を超過分の 2 万 7 千円減額、以下 13 位から 15 位を不採択とすることに賛成の委員は挙手願う。

(7人挙手)

賛成多数により採点結果1位から11位までを満額採択、12位を超過分の2万7千円減額、以下13位から15位を不採択に決定した。

最後に採択された各事業に対して、採択の条件となる附帯意見を付けるかについて協議を行う。意見のある委員の発言を求める。

【日向委員】

資料3にある、採点票の特記事項に記載されていた意見一覧を記載してはどうか。

【田中主事】

附帯意見は採択の条件ということになるため、条件を達成しなければ補助金が貰えないということになる。資料に記載した文言を各事業に対して付けるのであれば、附帯意見とは別に高土区地域協議会からの所見として付けることもできる。

【飯野会長】

附帯意見は活動を義務付けるものになるため、各委員から出た意見を提案者に所見として伝えるとして良いか。また、文言の整理については、正副会長に一任していただくこととしてよいか。

(よしの声)

【横川委員】

要望することで気づいていなかった部分に気づける場合もある。

【飯野会長】

資料5の担当課所見も提案者に伝える必要がある。

【田中主事】

資料3の意見と資料5の担当課所見は採択決定通知書に記載し、提案者に送付する。

【飯野会長】

以上で、次第3議題「(1) 地域活動支援事業 採択事業及び補助額の決定について」を終了する。

次に、次第「4 その他」の「次回の開催日」に入る。

— 日程調整 —

- ・次回の協議会：7月9日（火） 午後6時30分から 高土地区公民館 中会議室
- ・内容：地域活動支援事業 課題の洗い出し

自主的審議

【飯野会長】

その他、事務局より何かあるか。

【田中主事】

特にない。

【飯野会長】

- ・会議の閉会を宣言

【青木副会長】

- ・閉会の挨拶

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 中部まちづくりセンター

TEL : 025-526-1690

E-mail : chubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。